ウロネコメール便約款

施行　令和六年四月一日

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　運送契約の引受け（第三条・第四条）

第三章　荷造り（第五条・第六条）

第四章　運賃及び料金（第七条・第八条）

第五章　荷送人の義務（第九条・第十条）

第六章　荷受人の義務（第十一条・第十二条）

第七章　運送の中止及び荷送人の変更（第十三条・第十四条）

第八章　損害賠償（第十五条・第十六条）

第九章　雑則（第十七条・第十八条）

第一章　総則

（定義）

第一条　当社は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当社は、前項の事業に附帯する倉庫業、荷役業及び梱包業を営みます。

3　この約款において「荷送人」とは、当社と運送契約を締結する者をいいます。

4　この約款において「荷受人」とは、運送された荷物の引渡しを受ける者をいいます。

（約款の適用）

第二条　当社が荷送人との間で締結する運送契約は、この約款の定めるところによります。

2　当社は、この約款と異なる特別の契約をすることがあります。この場合には、その特別の契約が優先します。

3　当社の使用人又は当社が運送を委託した者が、この約款に違反する行為をしたときは、当社自らがこの約款に違反する行為をしたものとみなして、この約款を適用します。

（運送の引受け）

第三条　当社は、荷送人が次に掲げる荷物の運送を申し込んだときは、運送を引き受けないことがあります。

一　法令により運送が禁止されている物品

二　一個の重量が三十キログラムを超える荷物

三　一辺の長さが百センチメートルを超える荷物

四　現金、有価証券、貴金属、宝石、美術品その他これらに準ずる貴重品

五　動植物（当社が特に運送を承諾したものを除きます。）

六　危険物その他の荷造りが不完全であるため運送中に他の荷物を汚損するおそれがある荷物

七　その他運送に適しない荷物

（荷造り）

第四条　荷送人は、荷物の性質、重量等に応じ、運送に適する荷造りをしなければなりません。

2　荷送人が荷造りをしないときは、当社は、荷造りをしないことを理由として、荷受人に対し、その荷物の引渡しを拒むことができます。

3　当社は、荷送人の請求があるときは、荷造りをすることができます。この場合の荷造りの費用は、荷送人の負担とします。

（荷造りの検査）

第五条　当社は、荷送人が荷造りをした荷物について、運送に適する荷造りがされているかどうかを検査することができます。

2　当社は、荷送人が荷造りをしないときは、荷造りの検査をすることができます。

3　当社は、荷造りが運送に適しないときは、荷送人に対し、荷造りをやり直すことを求めることができます。

（荷造りの費用）

第六条　荷造りに関する費用は、荷送人の負担とします。

2　当社が荷造りをしたときは、その荷造りに関する費用は、荷送人の負担とします。

（運賃及び料金）

第七条　当社は、別表に掲げる運賃及び料金を収受します。

2　運賃及び料金は、荷送人が荷受人に対して国内において運送を引き受ける荷物について収受します。

3　当社は、別表に掲げる運賃及び料金によりがたいときは、荷送人と協議して運賃及び料金を定めることがあります。

（運賃及び料金の収受）

第八条　当社は、荷送人から運賃及び料金を収受します。

2　荷送人が運賃及び料金を支払うまでは、当社は、荷受人に対し、荷物の引渡しを拒むことができます。

3　荷受人が荷物の引渡しを受けたときは、当社は、荷受人から運賃及び料金を収受したものとみなします。

（荷送人の損害賠償責任）

第九条　荷送人は、当社に対し、荷造りの不備又は荷造りの表示の誤りにより当社が受けた損害を賠償しなければなりません。

2　荷送人は、荷物の性質又は荷造りの不備により荷物が滅失し、き損し、又は延着したときであっても、当社に対し、運賃及び料金の返還を請求することができません。

（荷送人の危険負担）

第十条　荷送人は、荷物の滅失、き損又は延着について当社に責任がない場合であっても、荷物の性質又は荷造りの不備により荷物が滅失し、き損し、又は延着したときは、当社に対し、運賃及び料金の返還を請求することができません。

（荷受人の荷物受取義務）

第十一条　荷受人は、荷物が到着したときは、速やかに荷物の引渡しを受けなければなりません。

2　荷受人は、荷物の引渡しを受けるときは、運賃及び料金を支払わなければなりません。

3　荷受人は、荷物の一部の引渡しを受けるときは、その一部に対する運賃及び料金を支払わなければなりません。

（荷受人の荷物検査）

第十二条　荷受人は、荷物の引渡しを受けるときは、その荷物を検査することができます。

2　荷受人は、荷物の引渡しを受けた後は、荷物の滅失、き損又は延着について異議を述べることができません。ただし、荷受人が荷物の滅失、き損又は延着について荷送人に対し損害賠償を請求することを妨げません。

（荷受人の荷物受取拒絶）

第十三条　荷受人は、荷物の引渡しを受けないときは、その荷物を拒絶することができます。

2　荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、当社は、荷送人に対し、荷物の処分について指図を求めます。

3　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷物を荷送人に返還することができます。

（荷送人の荷物処分権）

第十四条　荷送人は、荷物が荷受人に引き渡されるまでの間、当社に対し、荷物の処分について指図をすることができます。

2　荷送人は、荷物の処分について指図をするときは、荷物の引換えに荷物受取証を当社に提出しなければなりません。

3　荷送人は、荷物の処分について指図をするときは、当社に対し、運賃及び料金を支払わなければなりません。

（荷送人の荷物処分）

第十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき相当の期間を定めます。

2　当社は、前項の期間内に荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告します。

3　当社は、前項の催告をした場合において、荷送人が催告後相当の期間内に荷物の処分について指図をしないときは、荷物を競売に付することができます。

4　当社は、荷物が滅失、き損又は延着のおそれがあるときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取拒絶）

第十六条　荷受人は、荷物の引渡しを受けないときは、当社に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することができます。

2　当社は、前項の催告をした場合において、荷受人が催告後相当の期間内に荷物の処分について指図をしないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物受取義務）

第十七条　当社は、荷送人が荷物の引渡しを受けないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第二十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第二十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第二十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第二十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第二十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第二十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第二十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第二十七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第二十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第二十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第三十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第三十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第三十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第三十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第三十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第三十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第三十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第三十七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第三十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第三十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第四十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第四十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第四十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第四十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第四十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第四十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第四十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第四十七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第四十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第四十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第五十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第五十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第五十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第五十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第五十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第五十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第五十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第五十七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第五十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第五十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第六十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第六十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第六十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第六十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第六十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第六十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第六十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第六十七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第六十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第六十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第七十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第七十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第七十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第七十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第七十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第七十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第七十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第七十七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第七十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第七十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第八十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第八十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第八十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第八十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第八十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第八十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第八十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第八十七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第八十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第八十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第九十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第九十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第九十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第九十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第九十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第九十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第九十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第九十七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第九十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第九十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百十七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百二十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百二十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百二十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百二十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百二十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百二十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百二十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百二十七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百二十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百二十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百三十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百三十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百三十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百三十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百三十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百三十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百三十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百三十七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百三十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百三十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百四十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百四十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百四十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百四十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百四十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百四十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百四十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百四十七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百四十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百四十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百五十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百五十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百五十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百五十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百五十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百五十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百五十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百五十七条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百五十八条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百五十九条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百六十条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百六十一条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百六十二条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百六十三条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百六十四条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷送人の荷物処分）

第百六十五条　当社は、荷送人から荷物の処分について指図がないときは、荷送人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催告することなく、荷物を競売に付することができます。

（荷受人の荷物受取義務）

第百六十六条　当社は、荷受人が荷物の引渡しを受けないときは、荷受人に対し、荷物の処分について指図をすべき旨を催